

制 度 名	老人クラブ活動等事業	主管課名	長寿福祉課 長寿企画・援護 G		
		問合せ先	029-301-3326		
目的・趣旨	地域の老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対し助成を行うことにより、高齢者の知識や経験を活かした、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動と、明るい長寿社会づくりを推進する。				
〔対象団体〕 全市町村（中核市を除く）					
〔対象事業〕 (1) 単位老人クラブに対する助成 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動や生きがいづくり等の各種活動に対する助成。（友愛訪問活動、清掃奉仕、地域見守り、教養講座開催、スポーツ活動 等） (2) 市町村老人クラブ連合会に対する助成 ①活動促進事業 ②健康づくり・介護予防事業					
〔補助要件等〕 (1) おおむね 60 歳以上の高齢者が会員となって組織する自主組織であること。 (2) 会員数はおおむね 30 人以上とすること（ただし山村・離島等の地理的条件その他特別な事情がある場合はこの限りではない）					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費					
〔補助限度額等〕 (1) 単位老人クラブ助成事業 補助基準額：1 クラブあたり 24,480 円 (2) 市町村老人クラブ連合会活動促進事業 補助基準額：以下の①と②を合計した額 ① 1 連合会あたり 153,000 円 ② 会員 1 人あたり 48 円 (3) 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防事業への補助 補助基準額：知事が必要と認めた額					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 単位老人クラブ補助事業		1/3	1/3	1/3	
(2) 市町村老人クラブ連合会補助事業		1/3	1/3	1/3	
(3) 市町村老連健康づくり・介護予防事業		1/3	1/3	1/3	
〔令和 7 年度当初予算額〕 30,669 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 全市町村（中核市を除く）			
〔備考〕					